

個人市民税・県民税特別徴収額決定通知書の誤送付について

平成 29 年 6 月 8 日

財 政 部

1 要旨

本市が平成29年5月15日(月)に送付した個人市民税・県民税特別徴収額決定通知書について、雇用関係が無い対象者を含む通知書を事業所に対して送付したことにより、1事業所3名分の特定個人情報漏えいした事案が生じていたことが判明した。

2 経緯

6月5日(月)午前10時、A社より雇用関係が無い対象者について通知されているとの連絡を受け覚知した。本市賦課システムにて登録内容を確認したところ、A社からの給与支払報告書4名分に加え、B社の給与支払報告書3名分の計7名分をA社分として登録していることが判明した。このことにより、B社で特別徴収すべき対象者がA社に含まれた通知書が作成され、誤送付に至ったもの。

3 誤送付による特定個人情報漏えいの範囲

B社従業員3名分の住所、氏名、マイナンバー(個人番号)、市民税・県民税特別徴収税額及び課税内容(所得及び控除金額)。なお、A社以外への特定個人情報漏えいは確認されていない。

4 原因

B社から提出された給与支払報告書受付の際、A社と判断し誤った関連付け作業を行ったことによる。本来は名称のほか、所在地及び法人番号等を確認し登録するものであるが、名称が類似していたため登録作業時に誤認したもの。

5 対応状況

(1) A社について

正当内容の通知書を再送付し、A社への到達を確認した。誤った通知書については速やかに送付いただくこととして内諾を得ている。

(2) B社について

給与事務担当者に対し電話にて経緯の説明及び謝罪のうえ、正当内容の通知書を送付した。

特定個人情報漏えい対象者3名については、職員が直接訪問し経緯の説明と謝罪を行い了承を得た。

6 再発防止について

給与支払報告書の事業所登録時における照合について、登録作業前に加え、作業後にも確認を行うよう手順の見直しを行うとともに、税額決定前までに賦課システム等による照合を多角的に行うことにより複層的な確認作業を実施する。

7 今後の予定

特定個人情報の漏えいが発生した場合は、国、県の関係機関へ所定の報告を行うこととされていることから、速やかに報告を行う。